

項目	調整の具体的な内容
日常生活支援サービス事業	
徘徊探知システム事業	徘徊高齢者家族支援事業へ統合 《認知症高齢者への端末機貸与。》
温泉宅配サービス	1村のみの事業であり、他市町村との均衡を図るため。 《ひとり暮らし高齢者宅等に温泉の宅配を実施。2~3回/月》
在宅要介護登録者福祉サービス事業	在宅福祉各種サービスは、新市において統一的に申請業務が行われるため。 《在宅要介護者の簡単な利用手続きによるシステムを確立による適切な在宅サービスの提供を図る。》
高齢者生きがい活動支援事業	
老人スポーツ広場維持管理費補助事業	他市町村との均衡を図るため。行政区等への助成金で対応する。 《行政区に対し補助。補助率、経費の1/2。補助限度額50,000円》
高齢者健康づくり交流事業	高齢者無料入浴券配布事業との統合のため。 《老人クラブ連合会の団体がスカイテルメ渋川を利用する場合、無料利用券を交付。年1回限り。》
その他助成金・扶助料・基金等	
身体障害者扶助料	他市町村との均衡を図るため。他の制度の充実を図る。 《身障者手帳1級所持者に年額10,000円支給。》
特別扶助料	他市町村との均衡を図るため。他の制度の充実を図る。 《療育手帳所持者に年額10,000円支給。》
保育園保護者会補助金 保育園親子バス旅行補助金	他園との均衡を図るため。
戦跡慰靈巡回補助金	参加者の減少によるため。 《戦争犠牲者の慰靈巡回参加者に補助 1/3》
福祉関係資金利子補給金	利用者も少なく、他市町村との均衡を図るため。 《福祉資金(世帯更生資金、母子福祉資金、寡婦福祉資金等)の利用者に償還利子を補助。》
小口生活資金貸付事業	社協事業に統一するため。 《生活困窮者に一時的な生活費、医療費、生業資金等貸付。》
災害補償基金	災害援助については、渋川市の例にならうため。 《罹災救助対策に必要な財源に充てるための基金。》
小口生活資金貸付基金	小口生活資金貸付は社協にて行うこととするため。

報告第41号 協議項目24-14「農林水産関係事業の取扱い」について

平成16年9月24日開催の第1回合併協議会において決定された「農林水産関係事業の取扱い」の調整方針に基づき、引き続き検討を行った結果を報告しました。

農林水産関係事業について

調整方針	3 農業振興対策及び担い手対策については、合併時に調整する。 また、遊休農地対策については、新市において調整し、市民農園事業については、現行のとおりとする。
調整結果	3 農業振興対策に係る認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業については、子持村及び赤城村の例により、農用地利用集積支援事業等の単独事業については、子持村の例により合併時に統合する。 なお、交付要件は現行のとおりとし、助成金の支払いは利用権の設定時とする。 担い手対策に係る認定農業者協議会支援事業については、現行のとおりとする。 また、遊休農地対策については、新市において調整し、市民農園事業については、現行のとおりとする。

【調整理由】農業振興対策

認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業については、遊休・荒廃農地の有効利用を図るとともに、認定農業者が農地を借りやすくするため、子持村、赤城村の例により、貸し手に統一します。
農用地利用集積支援事業等



経営規模拡大をし、生産性の高い農業経営を目指す意欲的な農業者の育成並びに、遊休・荒廃農地の有効利用を図るため、助成対象の広い、子持村の例により、借りての農業者に対し助成します。
担い手対策

認定農業者協議会支援事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において新たに策定される農業経営基盤強化推進基本構想・地域農業マスタープランとの調整を図りながら統一します。

□協議事項

議案第25号 協議項目24-15「商工・観光関係事業の取扱い」について

平成16年9月24日開催の第1回合併協議会において決定された「商工・観光関係事業の取扱い」の決定事項の変更について提案し承認されました。

商工・観光関係事業について

調整方針	1 金融制度については、次のとおりとする。 (1) 小口資金については現行のとおりとし、新市において調整する。 (2) 商業活性化資金については、渋川市・赤城村・北橘村の例による。 (3) 商工貯蓄共済融資利子補給については、新市において調整する。 5 優良企業誘致促進事業については、新市において調整する。
調整結果	1 金融制度については、次のとおりとする。 (1) 小口資金については、渋川市の例により合併時に統合する。 (2) 商業活性化資金については、合併時に廃止する。 (3) 商工貯蓄共済融資利子補給については、利子補給対象貸付額1,500万円以内、利子補給率1%以内、利子補給期間5年以内とする。 (4) 季節資金については、渋川市の例により合併時に統合する。 (5) 緊急対策資金については、合併時に廃止する。 5 優良企業誘致促進事業については、工場設置奨励制度は、渋川市の例による。また、農村地域工業等導入地区は、現行のとおりとし、当該地区に北橘村の課税の特例制度を適用する。

【調整理由】1 小口資金については、渋川市は預託制度、他町村は利子補給制度で利子補給率にも相違があり、現行どおりであると同一市民間に不均衡が生じてしまうと共に、審査会も現行の6組織を継続しなければならず不合理であるため。

2 商業活性化資金については、群馬県商業活性化資金融資促進制度要綱に規定する商業活性化資金融資市町村協調融資制度が、平成16年度末をもって廃止されたことに伴い、廃止します。

3 商工貯蓄共済融資利子補給については、利子補給対象貸付額や利子補給期間に相違があるため統一します。

4 季節資金については、中小企業者の季節的資金需要期の運転資金の供給を円滑にし、中小企業の振興を図るために必要である。

5 緊急対策資金については、中小企業者にとって不測の事態に対応できる低利な融資制度であったが、実績もないため廃止しますが、今後はその時の状況に応じ制度の検討をします。